**秘**

**内部公益通報に係る受付票兼通報書式**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通報者の氏名 |  | ・匿名 | 本用紙に記載した日 | 　　年　　月　　日 |
| 住所（居所） |  |
| 通報者の区分 | 【雇用形態等】ア　区職員（・一般職員　・会計年度任用職員　・その他：　　　　　　　　）イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者であって、区の事務又は事業に従事するものウ　区と請負契約その他の契約を締結している事業者等に従事する労働者エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者の役職員又は構成員であって、区の公の施設の管理の業務に従事するものオ　他の団体から区に派遣等をされている職員カ　法令違反行為等の発生時前１年以内において、アからオまでに規定する者であったもの（退職者　ア、イ、ウ、エ、オ ） |
| 希望する連絡方法 | 電話（自宅・職場・携帯・他　　　　　）・メール（自宅・職場・他　　　　　） FAX（自宅・他　　　　　　　）・郵送（自宅・職場・他　　　　　　　　　　） |
| 連絡先（電話番号・メールアドレス等） |  | 通報者の希望する連絡時間帯 |  |
| 通報内容 | ①不正を行っている者：　　　　　　　　　　　　　 （所属：　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　 （所属：　　　　　　　　　　　）②通報対象事実（違法な事実）は、（生じている・生じようとしている・その他（　　））（いつ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（どこで）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（何を）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（どのように）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（何のために）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（なぜ生じたか）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象となる法令違反等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 通報内容 | ③対象事実を知った経緯：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④通報対象事実に対する考え：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤特記事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 証拠書類等の用意（有（書面・データ（媒体　　　　　）・その他（　　　　　　　　））・無）調査等の結果の通知（希望する・希望しない）※　連絡先が明らかでない通報の場合は通知できません。 |

※　内部公益通報とは、墨田区が「事業者」として受ける公益通報をいい、区及び区の職員が区の事業の執行等において法令違法行為等を行っている場合に、区に対して行う通報をいいます。

注１　墨田区内部公益通報に関する要綱第４条第３項に規定する書面として取り扱われます（この書面を電子メール・郵送でお送りいただくことも可能です。）。

注２　あなたのわかる範囲で記入してください（全てを埋める必要はありません。）。

注３　通報は、氏名を記載し、行ってください。ただし、公益通報に係る事項が確実にあると信ずるに足りる相当な証拠書類がある場合又は氏名を記載しなかったことにつきやむを得ない事情があると公益通報従事者が認める場合は、匿名で行うことも可能です（連絡先等が記載されていないときは、調査結果等の通知はできず、また、事実関係の調査を十分に行うことができない場合があります。）。